

# 令和6年度北秋田市立合川小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日実施

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### (1)基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、決して許されない行為である。「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、合川小学校では、全ての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境や風土を学校全体でつくり上げることを目指し、家庭・地域・専門機関との連携の下、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と課題予防的生徒指導及び適切な措置（対処）を図るための基本方針を定めるものである。

### (2)基本的な在り方

- ①いじめはどの児童にも、どの学級にもどの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止に、主体的かつ積極的に取り組む。
- ②学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
  - ・いじめ防止に関する指導を年間計画に位置付ける。
  - ・いじめに同調又は傍観する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させ、集団機能を強化する。
  - ・ネット上の不適切な書き込み等についても、いじめに該当することを理解させる。
- ③けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ④教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは、法に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。

## 2 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

児童一人一人が、互いを多様な存在として認め、「自己指導能力」を身に付け、何が正しく何が間違っているかを自分の頭で考えることができるよう、理不尽なことがまかり通らぬ世の中を担う大人になるよう、児童の人権感覚と共生感覚を養う。

### (1)「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。

教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確認し、児童が互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働き掛ける。

### (2)児童の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。

学力以外にも様々な観点から、児童が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを、学校生活において提供する。

### (3)「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む

互いに助け合いながら、学級の係活動や児童会活動などにおいて何ができるのか、ということについて児童自身が考える機会を設定する。

### (4)「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかりと受け止めることができる体制を構築する。

## 3 いじめの未然防止教育

### (1)いじめる心理から考える未然防止教育の取組

児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させる。道徳科や学級活動などの時間に、実際の事例や動画を紹介するなど、体験的な学びを設定する。

いじめの加害者の心の深層に潜む不安や葛藤、欲求不満などや、「なぜいじめに走ってしまうのか」「どうしていじめることでしか気持ちが保てないのか」ということに無自覚である場合など、丁寧な内面理解に基づく働き掛けを行う。

### (2)いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

学級担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許

容しない雰囲気浸透させる。

### (3) いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

いじめは人格を傷付ける人権侵害行為であり、ときには身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への責任や気遣いがあるという自覚をもつよう働き掛ける必要がある。発達の段階に応じて、法や本校のいじめ防止基本方針について理解を深めさせるとともに、法律の意味や役割について学ぶ機会をもつ。

### (4) いじめ防止の取組

- ①心の通う人間関係を構築する能力の素地やストレスに適切に対処できる力を養う。
  - ・日常的に学級や集団の中でいじめ問題に触れるようにする。また、年度当初や学期のはじめは重点的に指導する。
  - ・道徳科の授業を中心に、自他を認める態度や互いに尊重し合う人間関係を育む。
  - ・縦割り班活動や自然体験活動などを通して、異年齢集団での交流や共に活動する喜び、人や自然を思いやる気持ちを培う。
  - ・児童が自己有用感を高められる場面や困難を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ②児童がいじめをなくすために主体的に行動するなど、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努める。
  - ・学級毎に「いじめゼロ宣言」を作成し、いじめ防止に取り組めるよう、学級、児童会を中心とした活動を積極的に取り入れる。
  - ・児童自らがいじめ防止に取り組めるように講話を実施する。
- ③全ての児童が参加・活躍できる授業を構築する。
  - ・一人一人が生き生きと学ぶ授業づくり、学級集団づくり(認め合い、助け合い、学び合い)に努める。
- ④学校いじめ防止基本方針を基に教職員の校内研修を行い、共通理解を図る。
  - ・年度当初に方針や取組を全教職員で共通理解を図るとともに、PDCAサイクルを機能させる。
  - ・学期末に教職員によるいじめ防止チェックを行い、反省を次学期及び次年度に生かす。
  - ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、ほかの児童によるいじめを誘発・助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
  - ・外部の指導者を招くなど、いじめ防止への有効な手立てについて学ぶ機会を設ける。

## 4 いじめの早期発見

- (1)些細な兆候であっても、「いじめではないか」と疑いをもって早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
  - ①気になる変化や行為があつた場合には、教職員がいつでも共有できる体制をとる。表面的な言動を見るのではなく、その背景にどのような感情があるのかに思いを馳せる。
  - ②健康観察の際に一人一人の表情を観察したり、個人ノート、連絡帳、日記などから気になることを把握したりする。また、養護教諭との情報交換を密にする。
  - ③グループ内のいじめは、被害者からの訴えがなかったり、遊びやふざけという外形でカモフラージュされたりすることで、周りの児童も教職員も見付けにくいいため、注意深く観察する。
  - ④児童を語る会を設け、様子に変化がある場合には全教職員で情報を共有し、組織で対応する。
- (2)定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を児童及び保護者に周知するなど、児童が訴えやすい体制を整え、学校と家庭、地域、関係機関が連携していじめの早期発見に努める。
  - ①北秋田市のいじめアンケートを基に実態を把握するとともに、教育相談を実施して事実確認等を行う。(6月・11月・2月)
  - ②いじめを訴える児童に対しては、まず、安全を確保する。また、解決に際しては、教職員が真摯な態度で向き合い、悩みを過小評価しない。
  - ③気付いた情報は組織として共有し、最優先事項として速やかに対応する。相談を受けながら先延ばしすることは絶対に避ける。
  - ④相談に当たっては、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等慎重に配慮する。

## 5 いじめへの対応

- (1)いじめであることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
  - ①できるだけ多くの情報を収集し、客観的事実に基づいて、いじめの有無について判定する。

- ②いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者など外部専門家の協力を得る。
  - ③いじめた児童には、いじめは人格を傷付ける行為であることのみならず、自らの人間性も損なう行為であること、場合によっては犯罪に該当する行為であることを理解させる。併せて、いじめの根元となっている内面に抱える不安や不満、ストレスなどを把握し、健全な形で克服できるように指導する。
  - ④事実調査については、できる限り一斉かつ個別に聞き取りを行う。
  - ⑤いじめを傍観していた児童に対しても、人間として直接又は間接的（教職員に知らせる等）にいじめを止める行動をすべきことを指導する。
  - ⑥状況に応じて、臨時の学級会や集会等を開き、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を徹底する。
- (2) 組織的な対応を行うとともに、家庭や市教育委員会への連絡・相談を行う。また、事案に応じ、関係機関等との連携を図る。
- ①個人情報の取扱い等、プライバシーの保護には十分に留意する。
  - ②加害児童、被害児童の保護者には迅速に連絡をする。
  - ③学校の安全管理責任に基づき、児童同士、保護者同士の和解と再発防止の手立てを講じる。
- (3) いじめの解消
- 「いじめに係る行為が止んでおり、3か月が経過していること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する。また、解消している状態に至った後も、卒業するまで日常的に注意深く見守り続ける。

## 6 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

- (1) いじめの問題が複雑化している場合には、早い段階から、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議を開き、丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。
- (2) 重大事案が発生した場合には、直ちに北秋田市教育委員会及び学校の設置者に報告し、学校の設置者の判断の下、学校の設置者又は学校が主体となって調査を行う。
- ＜いじめの重大事態とは次の①②に該当する場合である＞
- ①いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
  - ②いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ※学校が主体となって調査を行う場合は、当該重大事態の性質に応じて専門家を加えるなどして、調査組織を設置する。

## 7 家庭や地域との連携

- (1) P T Aや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。
- (2) 学校が行う体験活動や学校運営協議会・地域応援団との活動の充実により、児童が大人と関わる機会を多く設定し、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- (3) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー等との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても児童及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築する。
- (4) この方針については、学校報やホームページ等で公開する。

### いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### いじめが解消している状態

①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)、という二つの要件が満たされている。

## 組織的対応の進め方

<p>困難課題対応的 生徒指導</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 年振り必ず 見直し、引継ぎ ※ 期末の検証・記録を残す</p> </div>	<p>① いじめの把握</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 指導・援助体制の構築</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 関係修復指導の継続</p>	<p>本人の訴え／教職員による発見／アンケート／当該保護者からの訴え／他からの情報提供</p> <p>対策チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「絶対に守る」という学校の意味</li> <li>・被害児童の心のケア、安全確保</li> <li>・丁寧な事実確認</li> <li>・指導、援助の方針決定と保護者への説明、連携</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>*状況に応じて、教育委員会や外部機関との連携協力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害児童への適切かつ毅然とした指導</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童の支援、心のケア</li> <li>・加害児童への成長支援を視野に入れた指導（・学級の立て直し）</li> </ul>
<p>課題早期発見対応</p>	<p>① いじめの予兆の発見</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 迅速な対応</p>	<p>教職員による表情及び健康観察、日常のコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート(学期1回)</li> <li>・教育相談(学期1回・随時)</li> <li>・児童を語る会(毎週1回)</li> <li>・PTA面談</li> <li>・緊急会議の開催(情報共有)</li> <li>・関係児童への聴き取り</li> </ul>
<p>課題未然防止教育</p>	<p>学級活動、児童会活動等における児童主体のいじめ防止の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳</li> <li>・学級活動(いじめゼロ宣言)</li> <li>・児童総会(話し合い)</li> </ul>	
<p>発達支持的 生徒指導</p>	<p>自他を大切に する人権意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所があり、自己の存在感を実感できる学級経営</li> <li>・自己肯定感・自己有用感を高める特別活動、異学年交流、地域交流</li> <li>・道徳教育の充実(思いやり、規範意識)</li> </ul> <p>分かる楽しさ、できる喜びのある授業づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習規律の徹底</li> <li>・合川小スタンダードによる学び方の確立</li> <li>・学び合いの充実</li> </ul>	
<p>◇対策チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速で適切な対応</li> <li>・謝罪をもって解消したと即断せず、観察と指導・援助を継続</li> <li>・危機管理の心構え「さ・し・す・せ・そ」をもって対応</li> </ul> <p style="text-align: center;">さ・最悪を想定し し・慎重に す・素早く せ・誠実に そ・組織的対応で</p>		

### いじめ防止に向けての組織(対策チーム)

第22条の規定に基づき、いじめ防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため校長、教頭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、教務主任、養護教諭等による校内組織を置く。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する人材の活用も検討する。

(学校運営協議会委員・PTA役員・外部専門家・教育委員会等)